

5-1-4 悪臭

本事業の実施によって、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に悪臭物質が含まれること、施設からの悪臭物質の漏洩による環境の変化が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、悪臭に関する調査、予測及び評価を実施した。

(1) 調査

1) 調査事項

調査事項は、事業予定地及び周辺における悪臭の状況とした。

2) 調査対象

調査対象は、悪臭の状況を把握するため、「悪臭防止法」に定める特定悪臭物質の濃度、臭気指数を対象とした。また、調査結果を解析する上で重要となる測定時の気象の状況（天候、気温、湿度、風向・風速）についても対象とした。

3) 調査地域・地点

調査地域は、「大気質」の場合と同様な理由により、事業予定地の中心から半径2kmの範囲を対象とした。

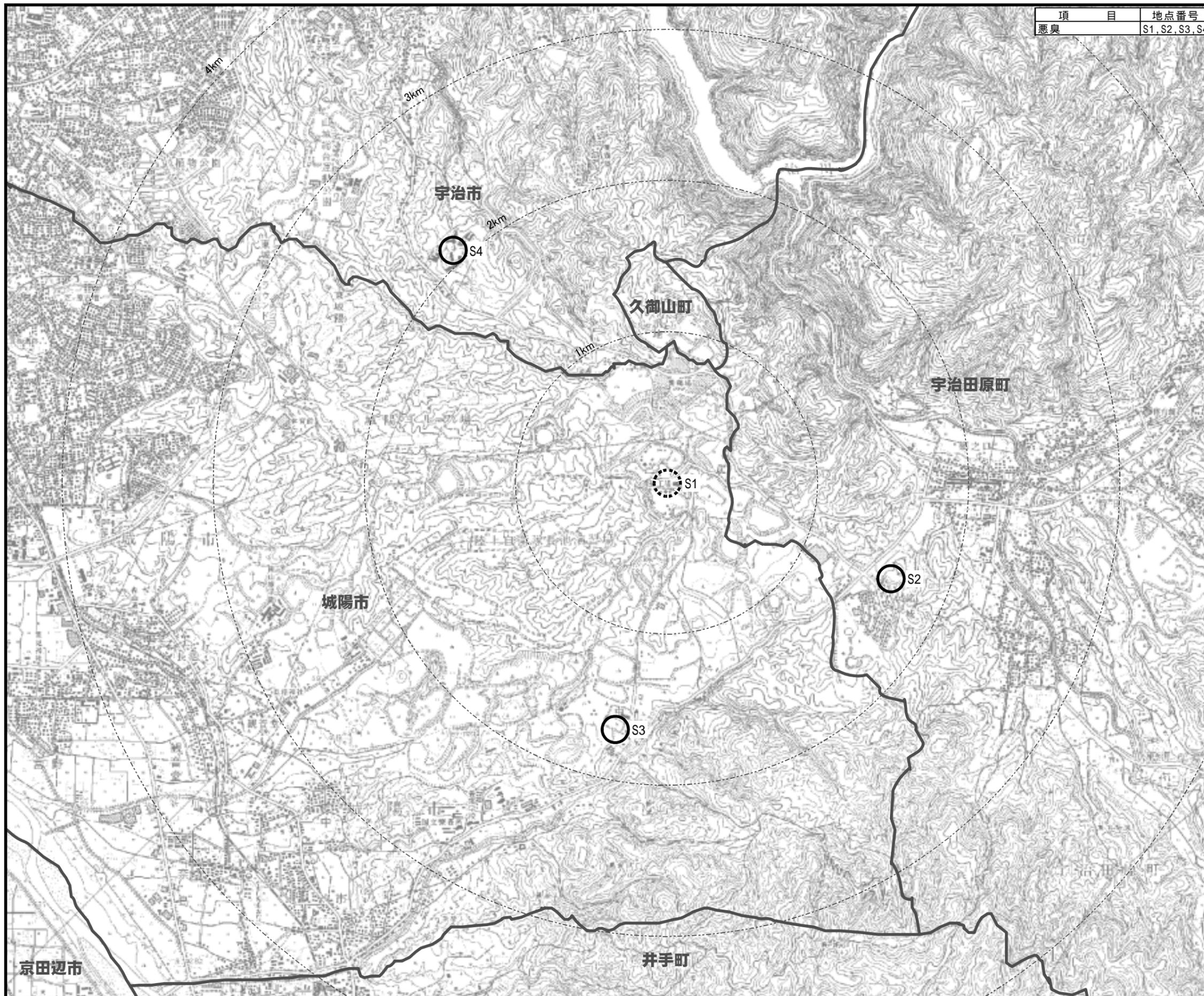
調査地点は、現有施設の稼働時における悪臭の状況を把握する場所として事業予定地敷地境界の1地点（S1）、調査地域内において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の近くで、調査用資機材の安全な設置ができ、調査の実施に伴い地域の方々の日常生活に著しい支障が生じない場所として3地点（S2、S3、S4）を選定した。調査地点の概要を表5-1-4.1に、位置を図5-1-4.1～図5-1-4.5に示す。

表5-1-4.1 調査地点の概要（悪臭）

地点	位置	概要
S 1	城陽市富野長谷山 （事業予定地内）	事業予定地内の敷地境界
S 2	宇治田原町銘城台	事業予定地までの距離が近く、住居の用に供されている場所（住宅団地）内にある公園
S 3	城陽市中芦原	事業予定地までの距離が近く、不特定多数の方々の利用が想定されるレクリエーション施設（広場等）に近接した場所
S 4	宇治市白川鍋倉山	事業予定地までの距離が近く、住居の用に供されている場所（福祉施設）の敷地内

4) 調査時期

調査時期は、年間の変化を把握するため、悪臭の苦情が多くなる季節（夏季）と比較的少なくなる季節（冬季）とした。調査日は、雨、雪、強風の日を避けた平日の昼間を設定した。調査期間及び頻度を表5-1-4.2に示す。



項目	地点番号
悪臭	S1, S2, S3, S4

- 凡例
- (虚線) 悪臭
(事業予定地; 1地点)
 - (実線) 悪臭
(事業予定地周辺地域; 3地点)

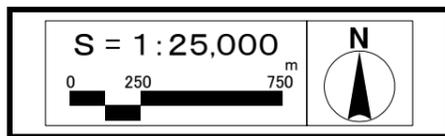
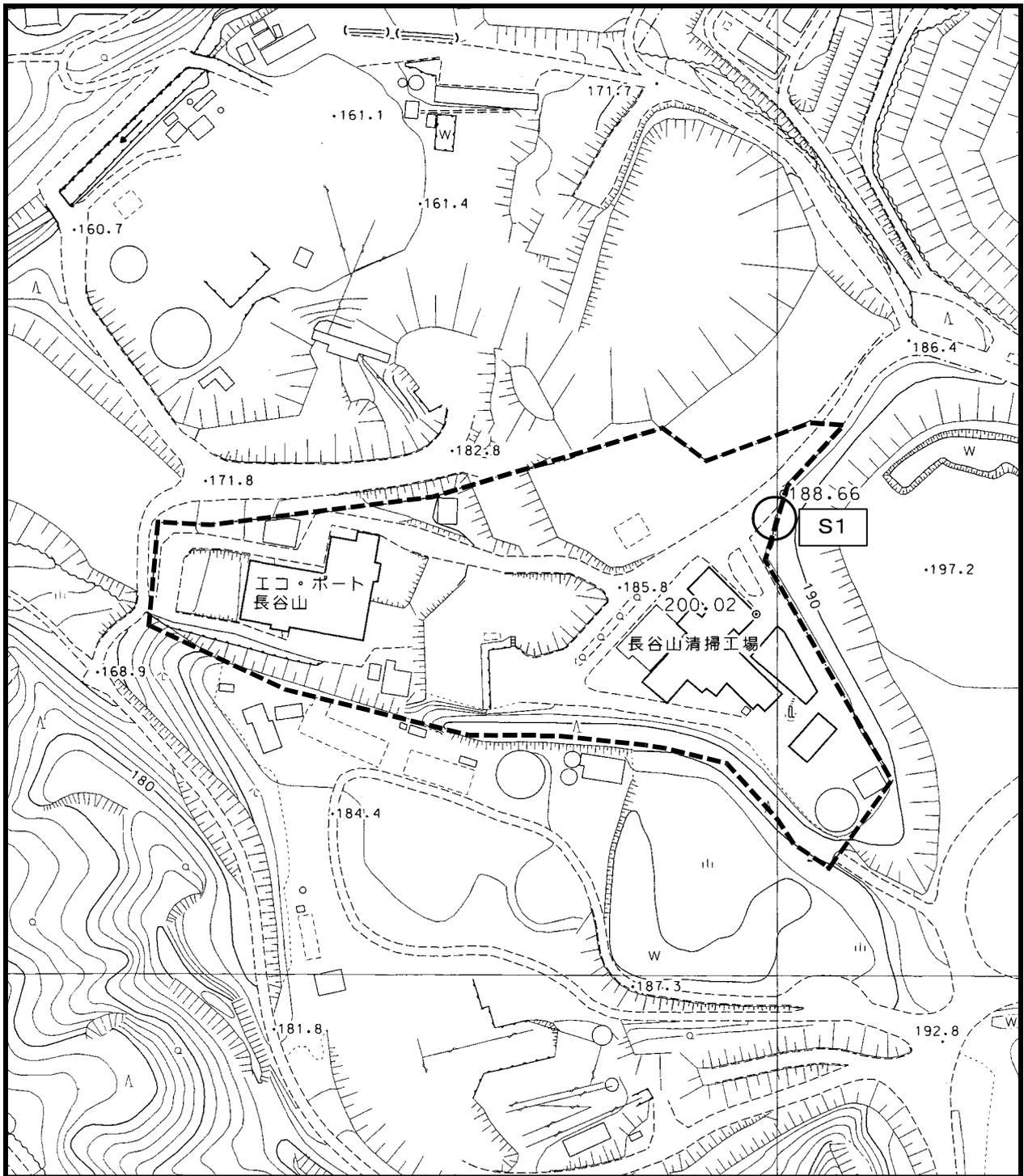


図5-1-4.1 現地調査地点全体図 (悪臭)



S 1 : 事業予定地内

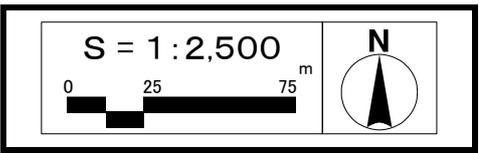


図5-1-4.2 現地調査地点詳細図(S1)



S 2 : 宇治田原町銘城台

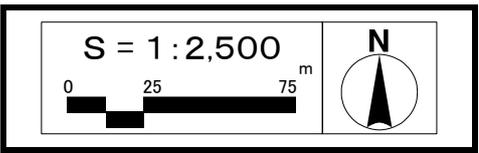
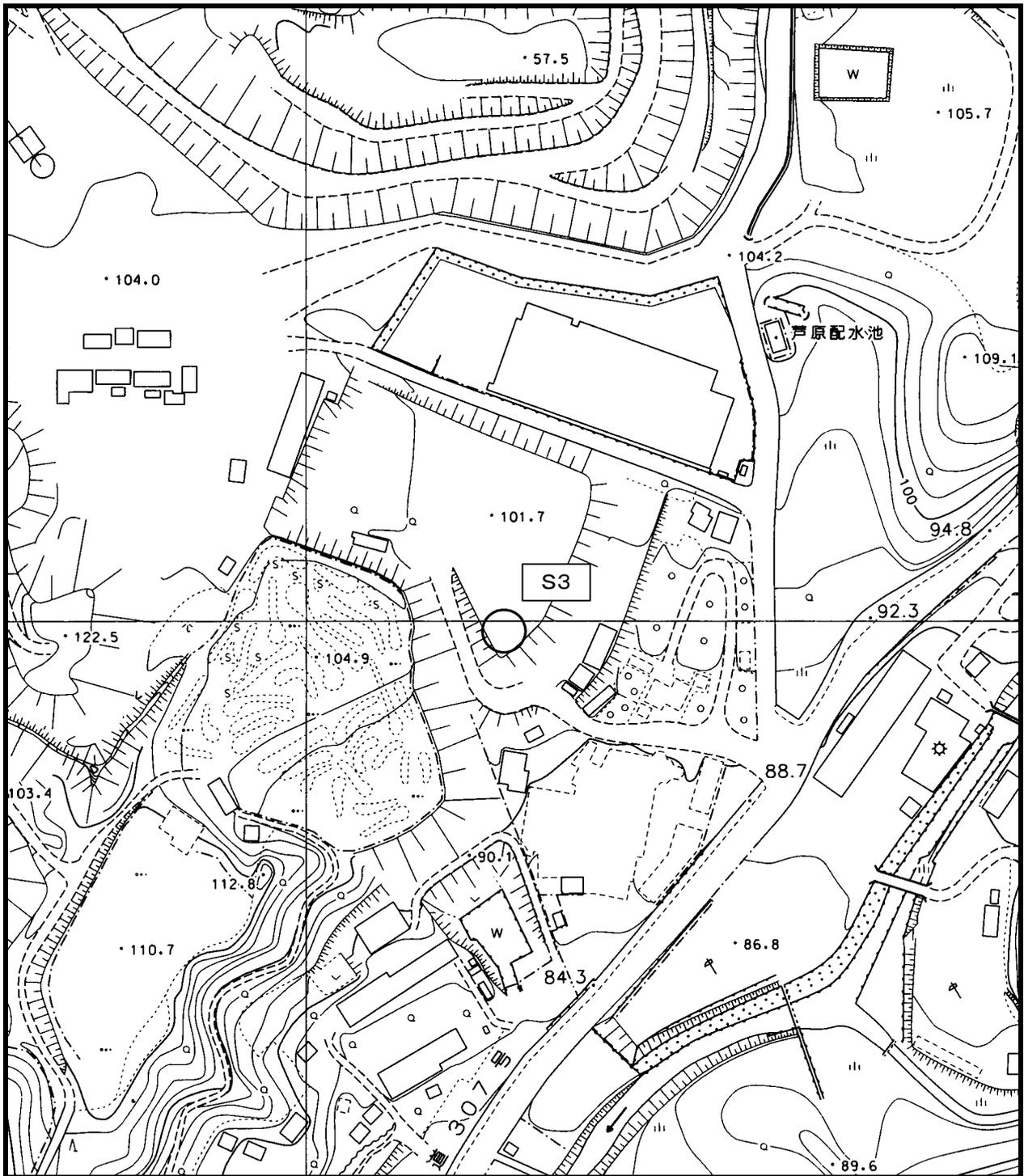


図5-1-4.3 現地調査地点詳細図(S2)



S 3 : 城陽市中芦原

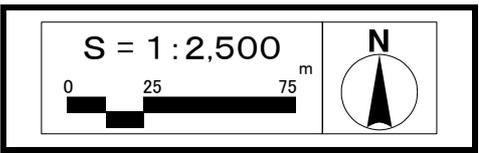
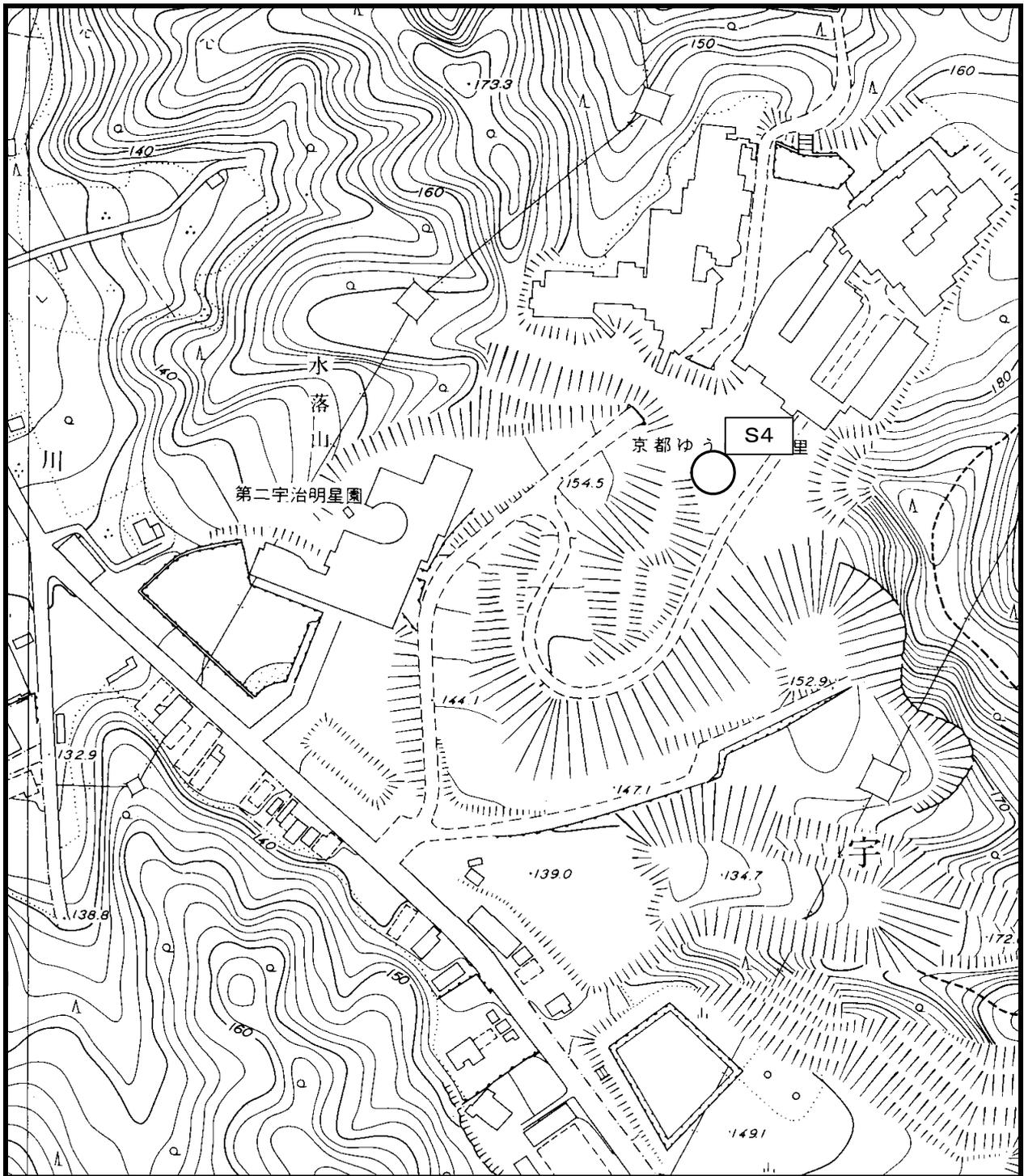


図5-1-4.4 現地調査地点詳細図(S3)



S 4 : 宇治市白川鍋倉山

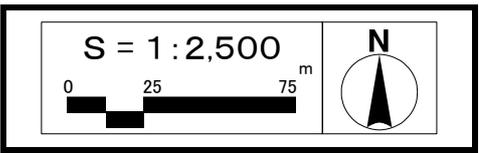


図5-1-4.5 現地調査地点詳細図(S4)

表5-1-4.2 調査期間及び頻度（悪臭）

項目	期間及び頻度
悪臭	年2季 夏季：平成13年8月7日 冬季：平成14年1月18日

5) 調査方法

悪臭物質の測定は昭和47年環境庁告示第9号、臭気指数の測定は平成7年環境庁告示第63号に規定する方法に準じて実施した。各項目別の分析方法を表5-1-4.3に示す。

表5-1-4.3 分析方法（悪臭）

項目	単位	分析方法	定量下限
アンモニア	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.1
硫化水素	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.001
メチルメルカプタン	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.001
硫化メチル	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.001
二硫化メチル	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.001
トリメチルアミン	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.002
アセトアルデヒド	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.04
プロピオンアルデヒド	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.003
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.002
イソブチルアルデヒド	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.002
イソバレルアルデヒド	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.002
イソブタノール	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.5
酢酸エチル	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.5
メチルイソブチルケトン	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.5
トルエン	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.5
スチレン	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.1
キシレン	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.3
プロピオン酸	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.0004
ノルマル酪酸	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.0004
ノルマル吉草酸	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.0004
イソ吉草酸	ppm	昭和47年環境庁告示第9号	0.0004
臭気指数	-	平成7年環境庁告示第63号	10

6) 調査結果

悪臭調査結果を表5-1-4.4に示す。

これによると、調査結果は「悪臭防止法」に基づく悪臭物質の規制基準値をすべて下回るものであった。

表5-1-4.4 悪臭調査結果

項目	単位	夏季				冬季				規制基準値
		S1	S2	S3	S4	S1	S2	S3	S4	
調査年月日		平成 13 年 8 月 7 日				平成 14 年 1 月 18 日				-
天候		曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	-
気温		28.0	29.0	30.0	25.0	3.0	4.5	5.0	4.0	-
湿度	%	75	74	65	88	69	64	58	62	-
風向		南南西	南西	南西	北東	北	無風	北	無風	-
風速	m/s	0.8	<0.5	1.0	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	-
アモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
硫化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
メチルカブタン	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009
トリメチルアミン	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.005
アセトアルデヒド	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.05
ルナルブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ルナルペンチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009
イソペンチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003
イソブチノール	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9
酢酸エチル	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1
トルエン	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	10
スチレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4
キシレン	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	1
プロピオン酸	ppm	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0005	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.03
ルナル酪酸	ppm	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001
ルナル吉草酸	ppm	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0009
イソ吉草酸	ppm	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001
臭気指数		<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	-

注1：規制基準値は、「悪臭防止法に基づく地域の指定及び基準の設定」(昭和51年京都府告示第20号)によるA地域内にある事業所の敷地境界線の地表濃度を示す。

注2：表中の「< 数値」(数値=定量下限値)は定量下限値未満を示す。

(2) 予測及び評価

1) 予測

予測事項

予測事項は、煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響及び施設からの悪臭の漏洩による影響とした。

予測対象

予測対象は、煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響について「悪臭防止法」で排出口規制（2号規制）として定められている悪臭物質（13物質）と、施設からの漏洩による影響について敷地境界線規制（1号規制）として定められている悪臭物質（22物質）とした。

予測地点

予測地点は、煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響が一定風向下における最大着地濃度地点、施設からの漏洩による影響が敷地境界線上とした。

予測対象時期

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とした。

予測方法

煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響は、「大気質」（施設の稼働に伴う影響）における一般的な気象条件時、上層逆転発生時及びダウンウォッシュ等発生時の短期高濃度予測と同様に、大気拡散式（ブルーム・パフモデル）による着地濃度の定量的な予測を実施した。なお、大気拡散式で得られる悪臭物質濃度は、拡散パラメータによる評価時間（3分）に対する値であるが、悪臭に対する人間の臭気知覚時間は数十秒程度であり、大気拡散式による悪臭の評価について補正する必要があるため、水平方向拡散幅の時間依存性を3分間値から30秒間値へ修正して用いることとした。拡散パラメータの補正は以下のとおりである。

$$y = y_p \left(\frac{t}{t_p} \right)^r = 0.285 \cdot y_p$$

ここで、
 y_p : パスキル・ギフォード図による拡散幅
 t_p : パスキル・ギフォード図の平均化時間(3min)
 t : 悪臭の平均化時間(0.5min)
 r : べき指数(0.7)

また、施設からの悪臭の漏洩による影響は、現有施設が稼働している状況下で行っている現況の悪臭調査結果による検討、事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づき、定性的な予測を実施した。

予測条件（煙突排出ガス中の悪臭物質濃度）

ア 排出条件

煙突排出ガス中の悪臭物質の諸元については、排出ガス量等を「大気質」（施設の稼働に伴う影響）と同様とし、悪臭物質の排出濃度はメーカー資料の実績値に安全率として10を乗じたものを用いた(表5-1-4.5参照)。

表5-1-4.5 悪臭物質の排出濃度

項目	単位	排出濃度
アンモニア	ppm	17
硫化水素	ppm	0.03
トリメチルアミン	ppm	0.01
プロピオンアルデヒド	ppm	0.56
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.02
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.02
イソバレルアルデヒド	ppm	0.02
イソブタノール	ppm	1
酢酸エチル	ppm	1
メチルイソブチルケトン	ppm	1
トルエン	ppm	1
キシレン	ppm	1

イ 気象条件

気象条件は、「大気質」（施設の稼働に伴う影響）における一般的な気象条件時、上層逆転発生時及びダウンウォッシュ等発生時の短期高濃度予測と同様とした。

予測結果

煙突排出ガスの悪臭予測結果を表5-1-4.6～表5-1-4.8に示す。

悪臭物質の最大着地濃度地点は風下0.65km付近に出現し、最も寄与濃度の高い物質はアンモニアで0.012525ppmと予測される。

施設からの悪臭の漏洩は、現有施設が稼働している状況下で実施した敷地境界における現況の悪臭調査結果において、「悪臭防止法」で敷地境界線規制（1号規制）として定められている悪臭物質（22物質）はいずれも規制基準値を下回った濃度であることが確認されている。本事業においては、現有施設と同等もしくはそれ以上の悪臭防止対策を講じることから、悪臭の程度は現有施設と同程度もしくはそれ以下となると予測される。

表5-1-4.6 一般的な気象条件時の煙突排出ガスによる悪臭予測結果

項目	単位	寄与濃度	出現距離 (風下)	気象条件	
				大気安定度	風速
アンモニア	ppm	0.006239	0.65km	A	1.3m/s
硫化水素	ppm	0.000011	0.65km	A	1.3m/s
トリメチルアミン	ppm	0.000004	0.65km	A	1.3m/s
プロピオンアルデヒド	ppm	0.000206	0.65km	A	1.3m/s
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.000007	0.65km	A	1.3m/s
イソブチルアルデヒド	ppm	0.000007	0.65km	A	1.3m/s
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.000007	0.65km	A	1.3m/s
イソバレールアルデヒド	ppm	0.000007	0.65km	A	1.3m/s
イソプタノール	ppm	0.000367	0.65km	A	1.3m/s
酢酸エチル	ppm	0.000367	0.65km	A	1.3m/s
メチルイソブチルケトン	ppm	0.000367	0.65km	A	1.3m/s
トルエン	ppm	0.000367	0.65km	A	1.3m/s
キシレン	ppm	0.000367	0.65km	A	1.3m/s

表5-1-4.7 上層逆転発生時の煙突排出ガスによる悪臭予測結果

項目	単位	寄与濃度	出現距離 (風下)	気象条件	
				大気安定度	風速
アンモニア	ppm	0.012525	0.65km	A	1.3m/s
硫化水素	ppm	0.000022	0.65km	A	1.3m/s
トリメチルアミン	ppm	0.000007	0.65km	A	1.3m/s
プロピオンアルデヒド	ppm	0.000413	0.65km	A	1.3m/s
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.000015	0.65km	A	1.3m/s
イソブチルアルデヒド	ppm	0.000015	0.65km	A	1.3m/s
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.000015	0.65km	A	1.3m/s
イソバレールアルデヒド	ppm	0.000015	0.65km	A	1.3m/s
イソプタノール	ppm	0.000737	0.65km	A	1.3m/s
酢酸エチル	ppm	0.000737	0.65km	A	1.3m/s
メチルイソブチルケトン	ppm	0.000737	0.65km	A	1.3m/s
トルエン	ppm	0.000737	0.65km	A	1.3m/s
キシレン	ppm	0.000737	0.65km	A	1.3m/s

表5-1-4.8 ダウンウォッシュ等発生時の煙突排出ガスによる悪臭予測結果

項目	ごみ質	単位	寄与濃度	出現距離 (風下)	気象条件	
					大気安定度	風速
アンモニア	高質ごみ	ppm	0.005254	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.005116	0.65km	C	8.6m/s
硫化水素	高質ごみ	ppm	0.000009	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000009	0.65km	C	8.6m/s
トリメチルアミン	高質ごみ	ppm	0.000003	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000003	0.65km	C	8.6m/s
プロピオンアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000173	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000169	0.65km	C	8.6m/s
ノルマルブチルアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000006	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000006	0.65km	C	8.6m/s
イソブチルアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000006	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000006	0.65km	C	8.6m/s
ノルマルバレールアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000006	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000006	0.65km	C	8.6m/s
イソバレールアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000006	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000006	0.65km	C	8.6m/s
イソブタノール	高質ごみ	ppm	0.000309	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000301	0.65km	C	8.6m/s
酢酸エチル	高質ごみ	ppm	0.000309	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000301	0.65km	C	8.6m/s
メチルイソブチルケトン	高質ごみ	ppm	0.000309	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000301	0.65km	C	8.6m/s
トルエン	高質ごみ	ppm	0.000309	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000301	0.65km	C	8.6m/s
キシレン	高質ごみ	ppm	0.000309	0.65km	C	9.8m/s
	基準ごみ	ppm	0.000301	0.65km	C	8.6m/s

2) 評価

評価方法

評価は、環境影響の回避・低減に係る評価、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策との整合性について実施した。

環境影響の回避・低減に係る評価

本事業では、焼却炉内では高温燃焼を行って、悪臭物質を熱分解するとともに、施設内を負圧に保ち悪臭の漏洩を防止する計画である。また、維持管理に伴う焼却炉停止時でも、活性炭吸着等により脱臭が可能な装置等を設けることを計画している。なお、現在、事業予定地に隣接した場所では現有施設が稼働しているが、これまで現有施設に起因する悪臭に係る生活環境上の苦情が本組合へ通報又は連絡されたことはない。

また、本事業では、悪臭による環境への負荷の一層の低減に向けて、以下の措置を講じる計画である。

- 工場棟は、外部との開口部分を少なくして可能な限り密閉化する。
- ごみピットの扉は自動開閉式とし、収集車がピットへごみを投入する時にのみ開閉し、プラットホームへの悪臭の漏洩を防止する。
- 収集車両が出入りするプラットホームには進入棟及び退出棟を設け、それぞれ扉とエアーカーテンの2重構造を採用するとともに、進入棟と退出棟の扉を自動開閉式とし、同時に開かないようにして風の吹き抜けを抑制し、悪臭の漏洩を防止する。
- ごみピットやプラットホーム内の悪臭物質を含んだ空気は、燃焼用空気として焼却炉に強制送風し、ごみピットやプラットホーム内を常に負圧に保ち、外部への悪臭の漏洩を防止する。
- 焼却炉内では、850 以上の高温で臭気成分を熱分解し、脱臭する。
- ごみピット汚水は、炉内噴霧することによりごみの燃焼とともに高温で臭気成分を熱分解し、脱臭する。
- 施設の稼働に伴う排出水は、場内での再利用に努めるものとし、公共用水域への排出を極力抑える。
- 洗車場は、囲いを設けるとともに、排水路も暗渠として場内の排水処理設備まで導水する。
- 定期点検整備等の焼却炉停止時は、通常時の防止対策が機能しにくくなるため、活性炭吸着等による脱臭装置等を設ける。
- 収集車両は、汚水や臭気が外部に漏出しない密閉式のものを採用する。
- 収集車両は、タイヤや車体に廃棄物を付着させて走行することがないように、洗車及び清掃等を励行する。
- 施設の完成後、引渡性能試験を実施して敷地境界等において設計保証値以下であることを確認するとともに、必要に応じて請負業者に対策を指示する。
- 敷地境界において、定期的に検査を実施し、設計保証値を超えることがないように適正な維持管理を徹底する。

以上より、本事業では、悪臭による環境への負荷の低減に向けて、実行可能な範囲で環境への影響を回避・低減していると考ええる。

環境の保全及び創造に関する施策との整合性

「環境基本法（第8条）」では、事業者の責務として、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する」となっている。また、「悪臭防止法（第1条）」では、「工場その他

の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」となっており、悪臭を対象に規制基準が定められている。

煙突排出ガスによる悪臭予測結果と「悪臭防止法」による規制基準値との比較を表5-1-4.9～表5-1-4.11に示す。各物質ともに、規制基準値を大きく下回っており、規制基準値に占める寄与濃度の割合は0.003%～1.3%と小さいものとなっている。

また、施設からの悪臭の漏洩は、現有施設と同等もしくはそれ以下となると予測され、いずれも規制基準値を下回っている状況である。

表5-1-4.9 煙突排出ガスによる一般的な気象条件時の悪臭予測結果と規制基準値との比較

項目	単位	寄与濃度	基準値 (A地域)	基準値に対する 寄与濃度の割合
アンモニア	ppm	0.006239	1以下	0.6%
硫化水素	ppm	0.000011	0.02以下	0.06%
トリメチルアミン	ppm	0.000004	0.005以下	0.08%
プロピオンアルデヒド	ppm	0.000206	0.05以下	0.4%
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.000007	0.009以下	0.08%
イソブチルアルデヒド	ppm	0.000007	0.02以下	0.04%
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.000007	0.009以下	0.08%
イソバレールアルデヒド	ppm	0.000007	0.003以下	0.2%
イソブタノール	ppm	0.000367	0.9以下	0.04%
酢酸エチル	ppm	0.000367	3以下	0.01%
メチルイソブチルケトン	ppm	0.000367	1以下	0.04%
トルエン	ppm	0.000367	10以下	0.004%
キシレン	ppm	0.000367	1以下	0.04%

注：規制基準値は、「悪臭防止法」の敷地境界線規制（1号規制）のA地域の基準である。

表5-1-4.10 煙突排出ガスによる上層逆転発生時の悪臭予測結果と規制基準値との比較

項目	単位	寄与濃度	基準値 (A地域)	基準値に対する 寄与濃度の割合
アンモニア	ppm	0.012525	1以下	1.3%
硫化水素	ppm	0.000022	0.02以下	0.1%
トリメチルアミン	ppm	0.000007	0.005以下	0.1%
プロピオンアルデヒド	ppm	0.000413	0.05以下	0.8%
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.000015	0.009以下	0.2%
イソブチルアルデヒド	ppm	0.000015	0.02以下	0.08%
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.000015	0.009以下	0.2%
イソバレールアルデヒド	ppm	0.000015	0.003以下	0.5%
イソブタノール	ppm	0.000737	0.9以下	0.08%
酢酸エチル	ppm	0.000737	3以下	0.02%
メチルイソブチルケトン	ppm	0.000737	1以下	0.07%
トルエン	ppm	0.000737	10以下	0.007%
キシレン	ppm	0.000737	1以下	0.07%

注：規制基準値は、「悪臭防止法」の敷地境界線規制（1号規制）のA地域の基準である。

表5-1-4.11 煙突排出ガスによるダウンウォッシュ等発生時の悪臭予測結果と規制基準値との比較

項目	ごみ質	単位	寄与濃度	規制基準値 (A地域)	規制基準値に対する寄与濃度の割合
アンモニア	高質ごみ	ppm	0.005254	1以下	0.5%
	基準ごみ	ppm	0.005116	1以下	0.5%
硫化水素	高質ごみ	ppm	0.000009	0.02以下	0.05%
	基準ごみ	ppm	0.000009	0.02以下	0.05%
トリメチルアミン	高質ごみ	ppm	0.000003	0.005以下	0.06%
	基準ごみ	ppm	0.000003	0.005以下	0.06%
プロピオンアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000173	0.05以下	0.3%
	基準ごみ	ppm	0.000169	0.05以下	0.3%
ノルマルブチルアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000006	0.009以下	0.07%
	基準ごみ	ppm	0.000006	0.009以下	0.07%
イソブチルアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000006	0.02以下	0.03%
	基準ごみ	ppm	0.000006	0.02以下	0.03%
ノルマルバレルアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000006	0.009以下	0.07%
	基準ごみ	ppm	0.000006	0.009以下	0.07%
イソバレルアルデヒド	高質ごみ	ppm	0.000006	0.003以下	0.2%
	基準ごみ	ppm	0.000006	0.003以下	0.2%
イソブタノール	高質ごみ	ppm	0.000309	0.9以下	0.03%
	基準ごみ	ppm	0.000301	0.9以下	0.03%
酢酸エチル	高質ごみ	ppm	0.000309	3以下	0.01%
	基準ごみ	ppm	0.000301	3以下	0.01%
メチルイソブチルケトン	高質ごみ	ppm	0.000309	1以下	0.03%
	基準ごみ	ppm	0.000301	1以下	0.03%
トルエン	高質ごみ	ppm	0.000309	10以下	0.003%
	基準ごみ	ppm	0.000301	10以下	0.003%
キシレン	高質ごみ	ppm	0.000309	1以下	0.03%
	基準ごみ	ppm	0.000301	1以下	0.03%

注：規制基準値は、「悪臭防止法」の敷地境界線規制（1号規制）のA地域の基準である。

本事業では、悪臭による環境への負荷の一層の低減に向けて、先に示した措置を講じるとともに、今後の事業計画の具体化に対応した環境への配慮を、関係機関と連携を取りながら進めていく計画である。

さらに、土地及び工作物の存在及び供用に伴い、先に示した措置を講じ、より一層の悪臭への影響の低減に努める計画である。

以上のことから、本事業では、悪臭による環境への負荷の低減に向けて、環境の保全及び創造に関する施策との整合性は図られていると考える。